

○ 総務省  
財務省 令第四号

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行に伴い、及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十九日

総務大臣 松本 剛明  
財務大臣 鈴木 俊一

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

計に関する省令（平成十六年 総務省 令第二号）の一部を次のように改正する。  
財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)  第十九条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号) 第三條第三  項の総務省令・財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  「一〇三 略」</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)  第十九条 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号) 第二條第三  項の総務省令・財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。  「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。